



東京都 官民連携 福祉貢献インフラファンド

—その運用と具体的施策の展開—

2015/5/27

目次

1. 行政施策・手法の制度疲労

(1) 公共発注の課題

- ①官と民の技術力の所在
- ②行政の無謬性の弊害
- ③行政の不可変更の弊害

(2) 規制緩和の課題

- ①公共財の聖地化
- ②公有地の活用の困難性
- ③立体公園、立体道路による新たな可能性
- ④規制緩和を阻害している本当の理由
- ⑤国債、地方債の信用力の優位性における課題

(3) PFIの制度疲労

- ①PPPとPFIの違い
- ②日本におけるPFI導入のイメージ
- ③日本版PFIの弱点
- ④日本版PFIのVFMにおける最大の弱点
- ⑤日本版PFIの類型別の弱点
- ⑥官と民のニーズのすれちがい
- ⑦推進者の不在

(4) 金融の課題

- ①プロジェクトファイナンスの困難性
- ②リスクマネー(出資、投資など)の脆弱性
- ③経済の長期低迷への影響
- ④バーゼル規制

(5) それでも官民連携を推進する意義

- ①公共投資の限界
- ②政府方針

(6) 求められる官民連携の行政施策

2. 官民連携インフラファンド

(1) 官民連携インフラファンドの有効性

- ①構造
- ②有限責任性 リスク低減効果 レバレッジ効果
- ③三セク等との比較
- ④実績
- ⑤都市と地方のWin-Win連携

(2) 官民連携福祉貢献インフラファンド

- ①福祉関連施設への投資マインドや市場化の課題
- ②福祉施策の市場開放の動き
- ③インフラファンドによる解決策
- ④東京都版CCRC

(3) 官民連携ファンドに必要なスキルとシナジー

- ①案件発掘と事業展開の力
- ②リアルなSPCのイメージ

(4) 官民連携インフラファンドのレゾンデートル

- ①需要に供給が追いつかない分野における有効性
- ②一~五 需要に供給が追いつかない分野
- ③エネルギー、福祉施設の次はあるのか

3. 官民連携インフラファンドの次に来るもの

(1) DB

(2) DBFO

(3) ソーシャル(クラウド)ファンディング

4. その他 福祉貢献インフラファンド



1. 行政施策・手法の制度疲労

(1) 公共発注の課題

① 官と民の技術力の所在

—行政の発注の裏で、技術移転が進行中—

- ・「予算」「積算」「発注」「入札」「契約」



- ・本来は、基本設計等をもとに、いわゆる「歩掛積算」を実施
- ・しかし、行政から民間へ「技術移転」が進行した結果、
- ・民間設計委託とともに積算も事実上委託するケースの増大

【技術移転イメージ】





1. 行政施策・手法の制度疲労

(1) 公共発注の課題

② 行政の無謬性の弊害

—絶対的な適正、安全、責任とリスク管理の矛盾—

- ・発注等において、適正な手続で適正に支出する義務
 - ・また、運用においては、一円たりとも毀損できない責務
 - ・さらに、公共的な仕事には、無過失責任を負う
-
- ・こうした無謬性はリスクという概念と相いれない
 - ・行政の貸付金などのデフォルトリスクなど
 - ・電子マネー、コンビニ、金融機関のデフォルトリスクなど
 - ・引当金の計上や損害保険はどうする？



1. 行政施策・手法の制度疲労

(1)公共発注の課題

③行政の不可変更の弊害

—発注後に、どんな改良案があっても変えられない—

- ・代替できる安価な部材は使えない
- ・より効率的な工法が開発されても採用できない
- ・現場では不要と見える工事でも割愛できない

→
・変更する場合は、設計変更が必要

→
・VEも取り入れられているが下火に

→
・行政施策は、常に初期目的の完結に全力



1. 行政施策・手法の制度疲労

(2) 規制緩和の課題

① 公共財の聖域化

—公共財産を増やすことは、絶対的な住民利益か—

- ・道路はどんどん増え続けるのか?
→逆に廃道されたり減らされたりはしないのか?
- ・さらに公園については面積を増やすことが都市計画の鉄則
→公園から道路とするなら面積を減らせるのか?
- ・公共財は住民の財産だが、経済活動にはマイナス?
→税収面でもマイナス? 行政にオフバラの考え方はないのか?

平成18決算BS

流動資産	113	負債	833
固定資産	2,575		
行政財産	563		
普通財産	102		
インフラ	1,343		
資産計	2,688		
		正味財産	1,855

平成25決算BS

流動資産	132	負債	751
固定資産	2,876		
行政財産	584		
普通財産	107		
インフラ	1,409		
資産計	3,009		
		正味財産	2,258



1. 行政施策・手法の制度疲労

(2)規制緩和の課題

②公有地活用の困難性

- ・明治生まれの日比谷公園にはレストランなど
 - ・新しい公園では、公平性の観点から占用許可は困難
 - ・戦後の立法により、私権制限の徹底が法制化
- 
- ・レストラン併設の方が公園の効用は高くないか？
- 
- ・効用低下がないなら、保育園があっても良いのでは？

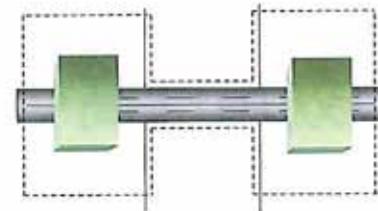
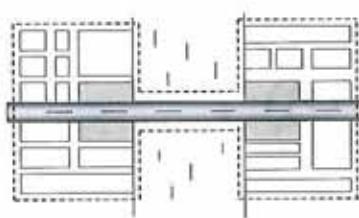
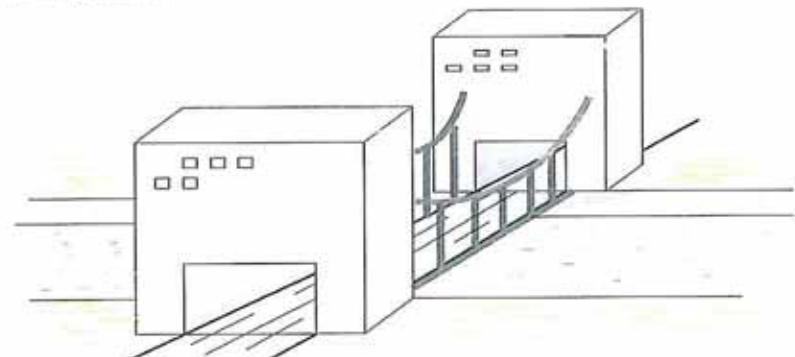


1. 行政施策・手法の制度疲労

(2) 規制緩和の課題

③ 立体道路、立体公園制度による新たな可能性

(立体道路のイメージ)



(立体公園のイメージ)



(諸外国の例)





1. 行政施策・手法の制度疲労

(2)規制緩和の課題

④規制緩和を阻害している本当の理由

- ・法律は規制緩和に積極的、PFI推進法もあり
- ・民間からも積極的な緩和要請
- ・全国的には緩和困難でも特区の活用という手も

・しかし、規制緩和は進んでいるのだろうか？

- ・規制を所管する部署では、公平原則、比例原則の縛り
- ・規制緩和のための適正手続が必要不可欠→PPP制度



1. 行政施策・手法の制度疲労

(2) 規制緩和の課題

⑤ 国債、地方債の信用力における優位性の課題

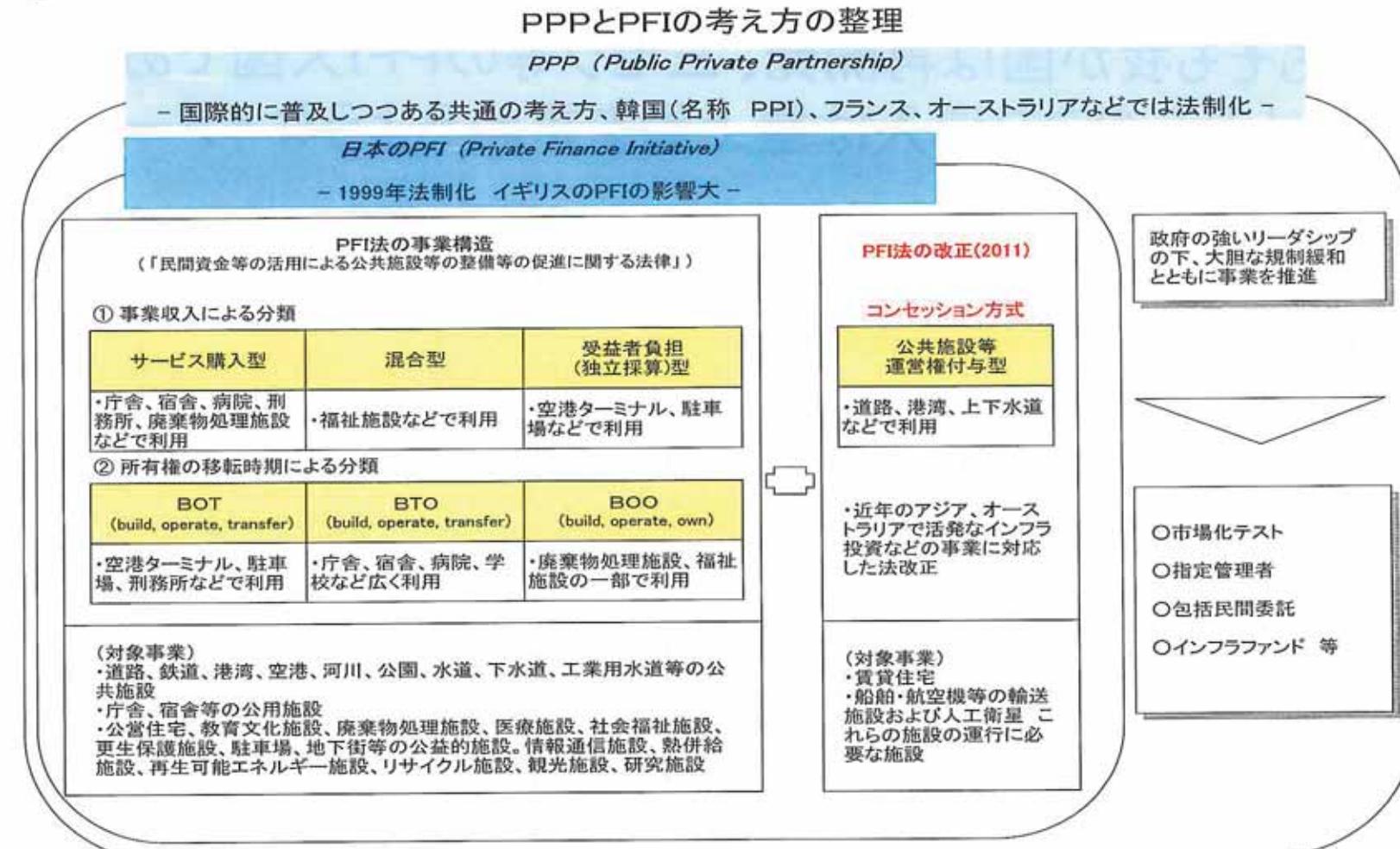
- ・日本国債はAあたり、韓国よりやや下に位置
- ・しかし、国内での信用力は絶大
- ・破たん法制のない自治体も国に準じた信用力保有
- ・一方、プロジェクトファイナンスはコストも含め金利高め
- ・10年国債0.4%程度 ⇔ プロファイ10年2%前後
- ・金利は、常に国や地方自治体有利→公共投資肥大化

1. 行政施策・手法の制度疲労

(3)PFIの制度疲労



①PPPとPFIの違い





1. 行政施策・手法の制度疲労

(3)PFIの制度疲労

②日本におけるPFI導入時のイメージ

・そもそも我が国は再開発、三セク等のPFI大国であり、海外からのPFI導入は屋上屋を重ねるようなイメージ

① 事業収入による分類

サービス購入型 ・庁舎、宿舎、病院、刑務所、廃棄物処理施設などで利用	≒	補助金
混合型 ・福祉施設などで利用	≒	補助金
独立採算(受益者負担)型 ・空港ターミナル、駐車場などで利用	≒	公営企業、公社、第三セクター、再開発事業、区画整理事業等
公共施設等運営権付与(コンセッション)型 ・道路、港湾、上下水道などで利用	≒	公営企業、公社、第三セクター

② 所有権の移転時期による分類

BOT (build operate transfer) ・空港ターミナル、駐車場、刑務所などで利用	≒	施設整備と運営の一括委託
BTO (build operate transfer) ・庁舎、宿舎、病院、学校など広く利用	≒	請負工事発注
BOO (build operate own) ・廃棄物処理施設、福祉施設の一部で利用	≒	民間事業者公募



1. 行政施策・手法の制度疲労

(3)PFIの制度疲労

③日本型PFIの弱点

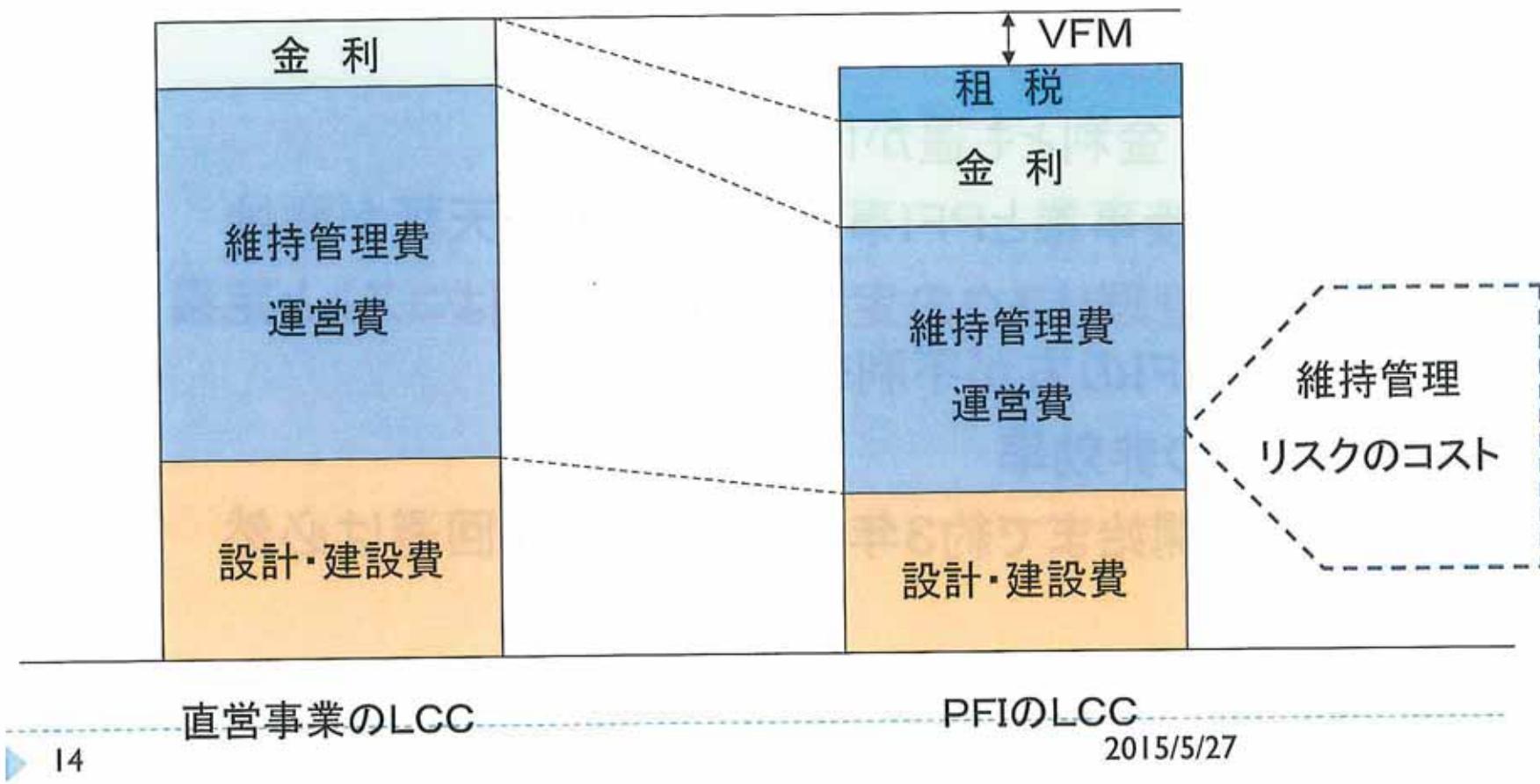
- ・PFIは官庁が発注するものと理解(官民は対等ではない)
→ 仕様は官の意向で詳細化し、規制緩和は限定的
- ・**都債に勝る民間ファイナンスなし**
→ 期間、金利とも遥かに有利
- ・公共の直接事業とPFI事業とのコストの天秤が微妙
→ **維持管理リスクの定量化もなし、税はコストと定義**
などPFIの方が不利を前提に比較
- ・PFI手続の非効率
→ 事業開始まで約3年もかかり、手続回避は必然



1. 行政施策・手法の制度疲労

(3)PFIの制度疲労

④日本型PFIのVFMにおける最大の弱点

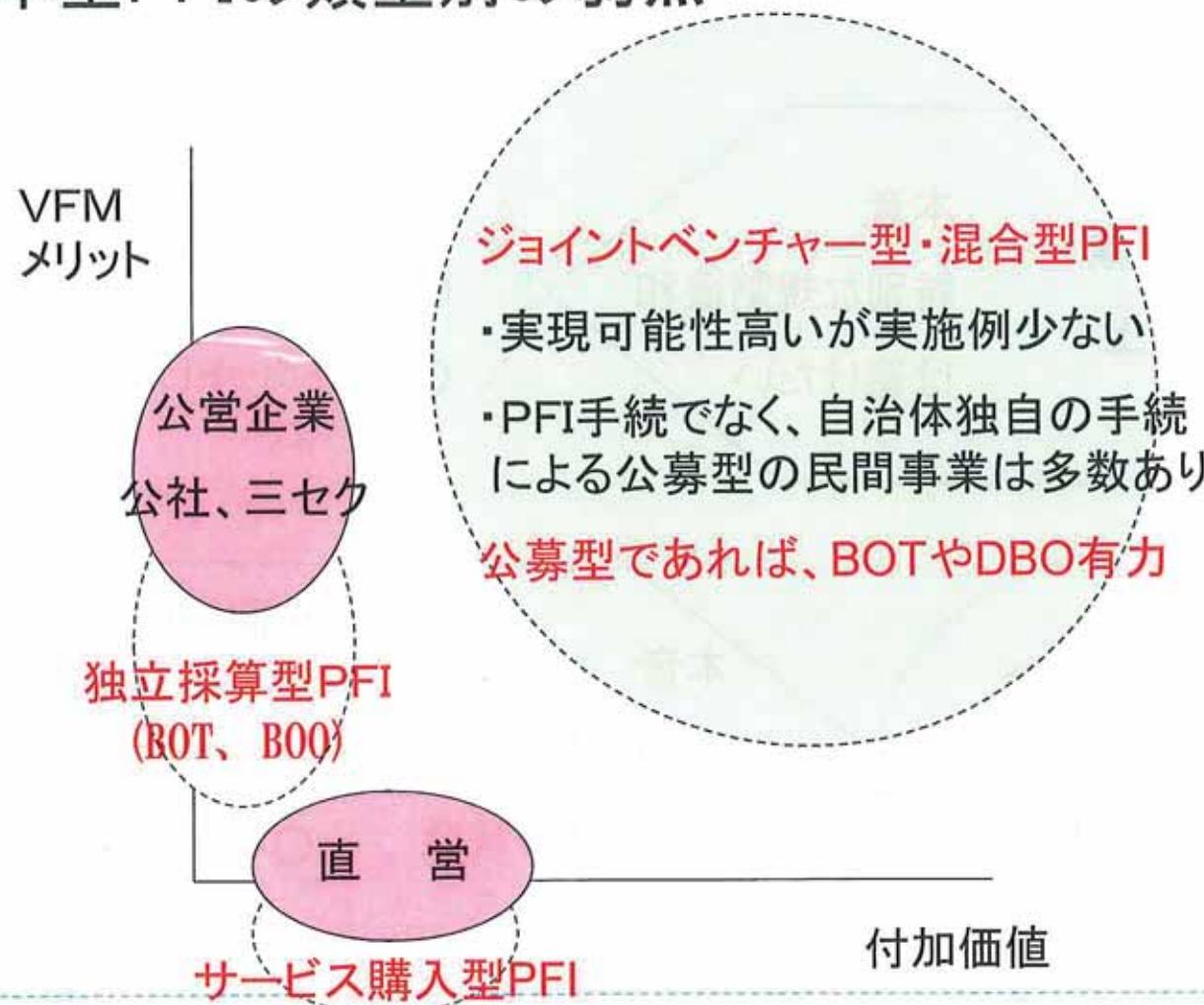




1. 行政施策・手法の制度疲労

(3) PFIの制度疲労

⑤日本型PFIの類型別の弱点

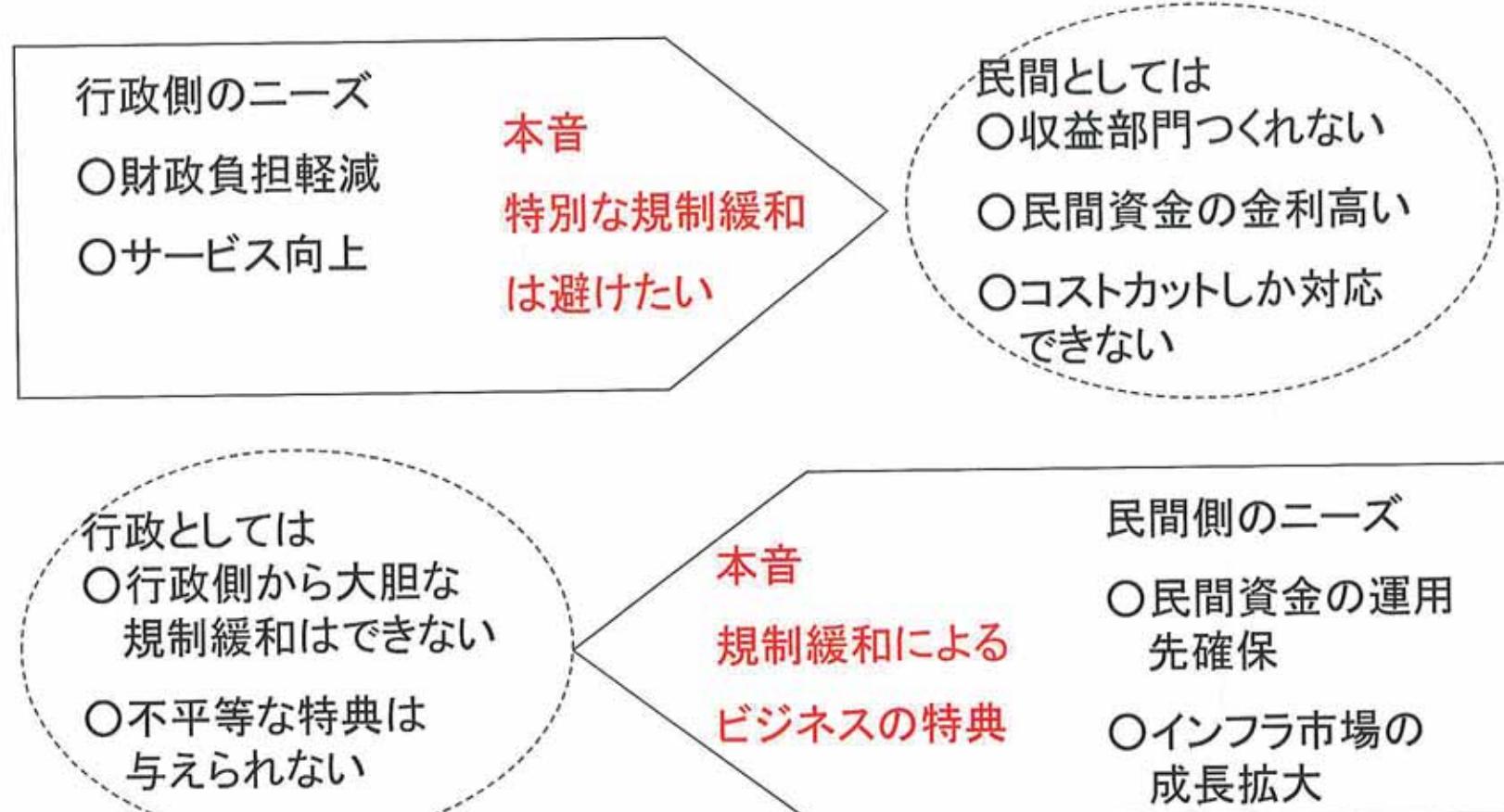




1. 行政施策・手法の制度疲労

(3)PFIの制度疲労

⑥官と民のニーズのすれ違い



1. 行政施策・手法の制度疲労

(3)PFIの制度疲労



⑦推進者の不在

- ・我が国のPFIの内容はコンサルタント頼り
- ・PFIを進めるはずの企画部門の内部体制は主にチェック機能に終始
- ・そのため、事業実施部門は、コストと時間をかけ、内部チェックを突破することに嫌気
- ・海外や他自治体には専門のPFI推進組織
- ・英国 PUK(partnershipUK) (現在はIUK(InfrastructureUK)に統合)
- ・韓国 PIMAC(Public and Private Investment Management Center)
- ・日本 内閣府PFI推進室
- ・横浜市 共創事業推進本部(現在は政策局共創推進室)

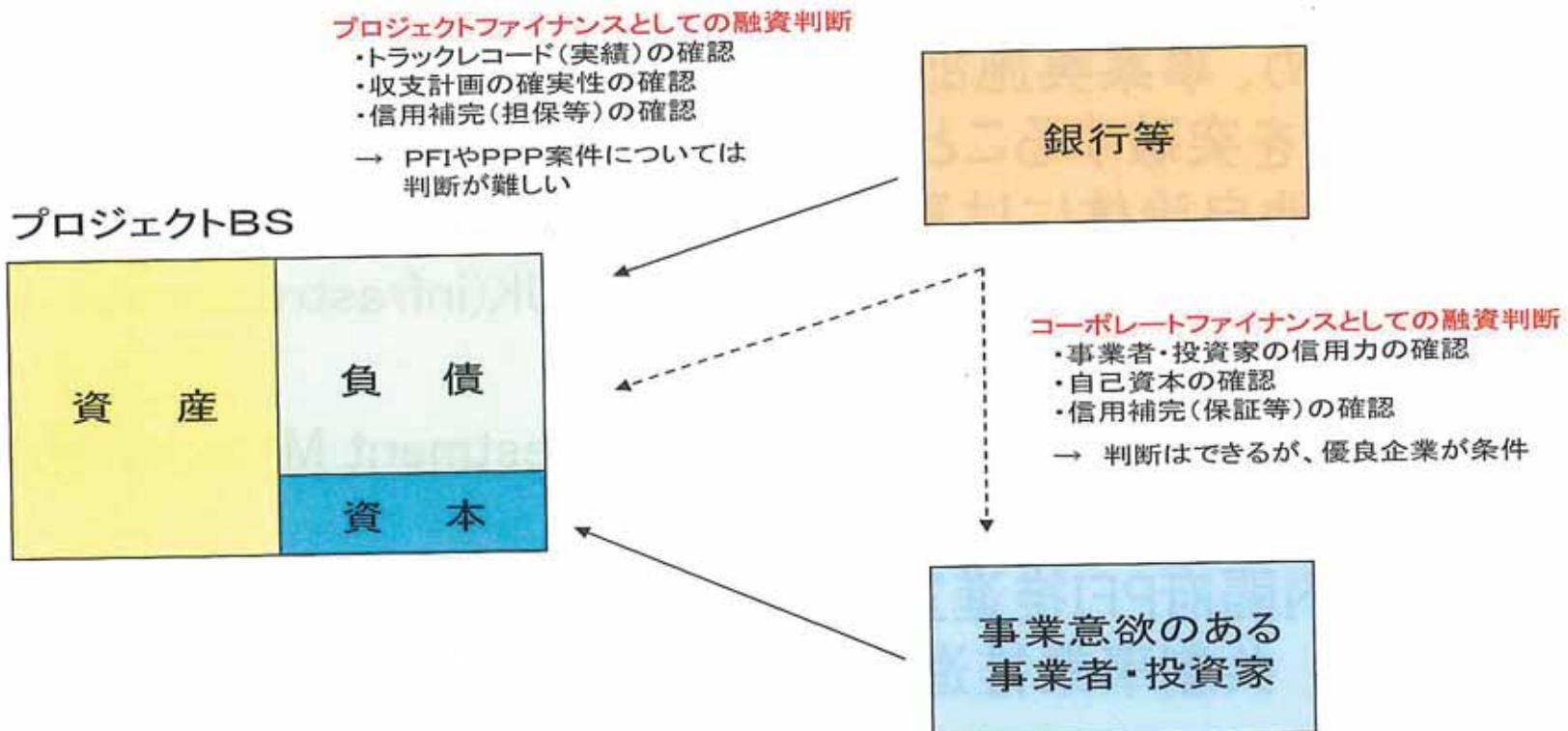


1. 行政施策・手法の制度疲労

(4)金融の課題

①プロジェクトファイナンスの困難性

- ・PFIやPPP案件は、長期のプロジェクトファイナンスとなり、コーポレートファイナンスを加味しても、融資の困難性は高い

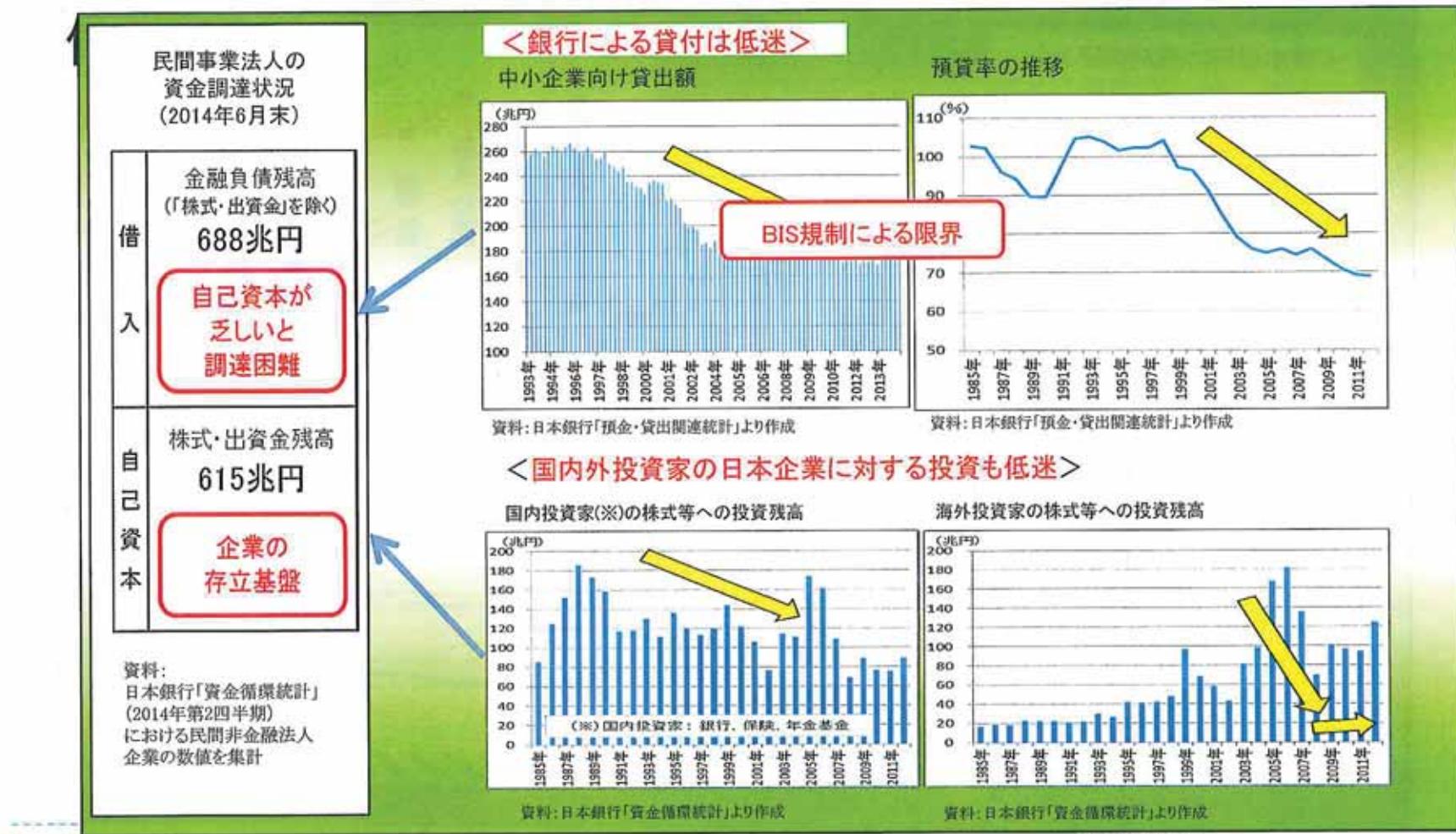




1. 行政施策・手法の制度疲労

(4)金融の課題

②リスクマネー供給の脆弱性とそれに伴う融資低迷





1. 行政施策・手法の制度疲労

(4)金融の課題

③経済の長期低迷への影響(GDP低迷、企業数の減少)

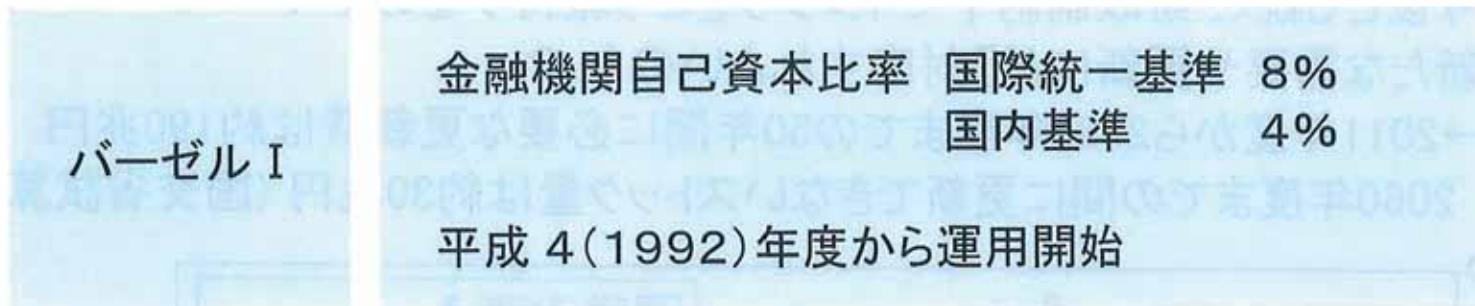




1. 行政施策・手法の制度疲労

(4)金融の課題

④バーゼル規制



バーゼル II

バーゼル II は「三つの柱」でリスク計測を精緻化
第一の柱 自己資本比率の精緻化
第二の柱 金融機関のリスク管理体制
(信用、オペ、市場、与信集中、流動性リスク)
第三の柱 市場チェックのための積極的情報公開
平成 18(2006)年度から運用開始

バーゼル III

自己資本比率の厳格化、定量的な流動性規制、過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率等
平成 25(2013)年度から段階的実施(完全2019)



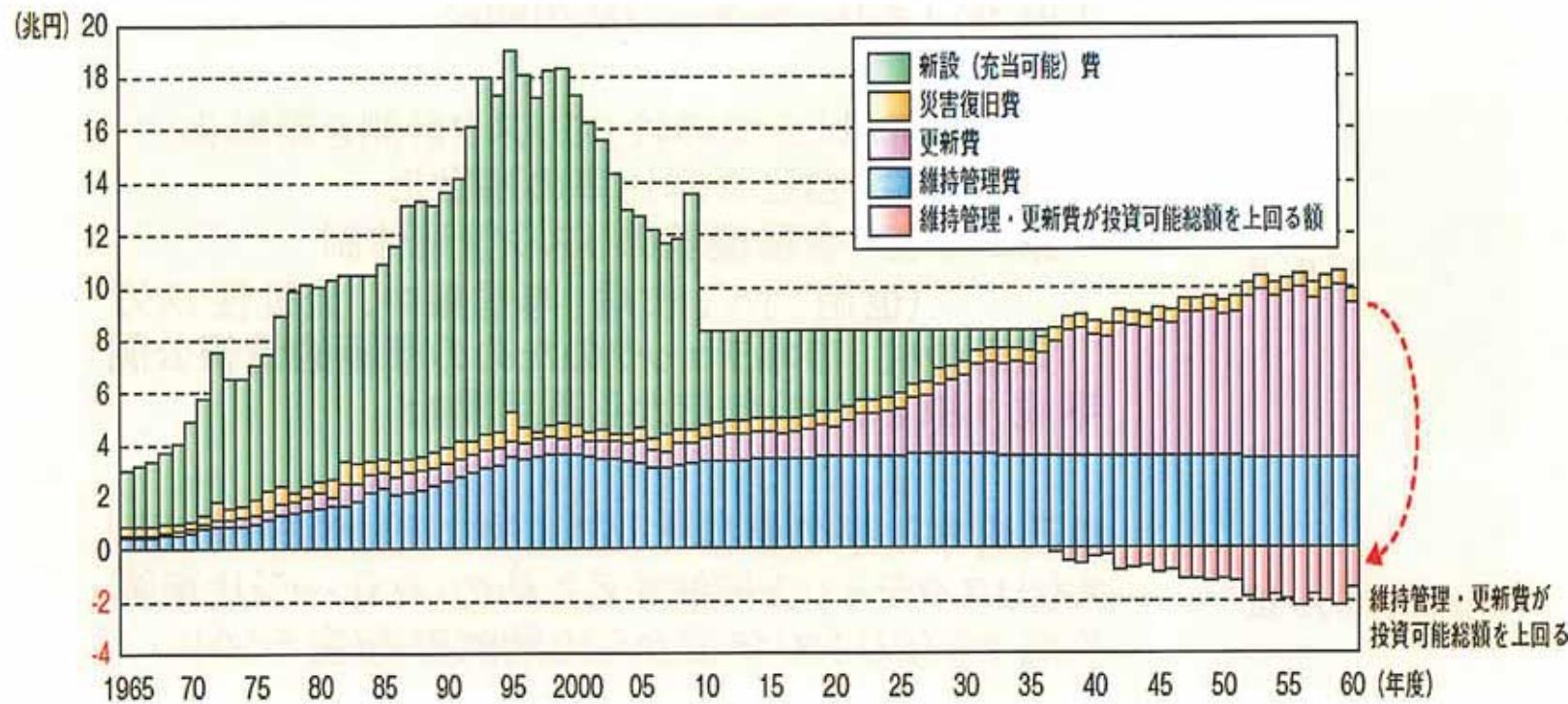
1. 行政施策・手法の制度疲労

(5)それでも官民連携を推進する意義

①公共投資の限界

- ・今後とも続く、財政制約下でインフラをどう維持するのか？
- ・新たな需要や更新にどう対応すればよいのか？

→2011年度から2060年度までの50年間に必要な更新費は約190兆円
2060年度までの間に更新できないストック量は約30兆円（国交省試算）



1. 行政施策・手法の制度疲労

(5)それでも官民連携を推進する意義

②政府の方針

日本産業再興プラン(成長戦略における 3つのアクションプランの1つ)

立地競争力の更なる強化

公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)

成果目標:今後10年でPPP/PFIの事業規模を12兆円(現状4.1兆円)に拡大

- 国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間へ開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす
- 民間の提案を活かし、民間投資を喚起する事業へとPPP/PFIの抜本的な転換を図るため、今後10年間における12兆円規模のPPP/PFI活用のためのアクションプランを実行に移す
(他に、首都圏空港強化のための都心直結鉄道整備検討等でもPPP/PFIの活用が期待されている)

「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)をもとに作成



1. 行政施策・手法の制度疲労

(6)求められる官民連携の行政施策

- ・この時代の行政需要の膨大さや困難性については明らかであり、それに対する国、地方の財政基盤の脆弱性も明白
- ・さらには、潤沢すぎるほどの民間資金がありながら、リスクマネーの供給が滞っており、その具体的な投資先も不足

・今、行政にも民間にも、**ブレークスルーのための具体的手段**が求められており、そのイメージは以下のようなものではないか

- ① 民間主導、民間資金活用であること
- ② 民間資金の供給側から見て、魅力あるリスクリターンであること
- ③ 民業を圧迫しないこと
- ④ 官のみではできない、民のみでもできない事業であること
- ⑤ 強力なレバレッジ効果が期待できること
- ⑥ 行政のリスクが小さいこと、財政のオフバラであること
- ⑦ 手續が煩瑣でなく、サステイナブルであること